

令和4・5・6年度 物品・業務入札参加資格審査申請要領（随時申請）

飯田市が発注する物品・業務（物品供給・役務・建設関連以外の業務委託等）の競争入札に参加するには、入札参加資格の審査を受ける必要があります。

令和4・5・6年度の入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分ご留意のうえ申請をしてください。

この審査登録による有効期間は令和7年3月31日までとなります。

なお、定期申請は令和7年1月から2月に行い、名簿登載期間は令和7年4月1日から3年間となります。

1 申請書の受付期間

令和7年3月31日までの随時（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）

- ・窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送等による提出は「2 申請書の受付場所」までお送りください。

【お願い】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください。
- ・郵送する際は、サイズ・重さ等を計測し所定の郵送料をご用意ください。

2 申請書の受付場所(郵送先)

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 総務部 財政課 契約係

電話 0265-22-4511（内線）2134、2135

【お願い】

財政課窓口の混雑緩和のため、郵送等での提出にご協力ください。
郵送等で提出される際は、サイズ・重さ等計測し所定の郵送料をご用意ください。

3 申請の要件

入札参加を希望する営業種目について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定による契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 入札参加を希望する営業種目について、法令などの規定により許可、登録、認可、免許などを必要する場合は、申請書提出日（申請日）までにこれを得ていること。
- (3) 入札参加を希望する営業種目について、法令などの規定により有資格者を必要とする場合は、現に当該有資格者を常用雇用していること。
- (4) 飯田市税及び国税について、納期限の到来した全ての税が完納されていること。
- (5) 飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。また、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成24年飯田市告示第42号）の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

4 提出書類及び記入上の注意点

提出書類は、以下に示す番号順にクリップ留めにして提出してください。

(1)、(5)、(10)及び(12)から(14)は、提出必須書類です。

その他の書類は、該当する場合に提出してください。

- (1) 物品・業務入札参加資格審査申請書（様式1-①及び1-②） **【必須】**
 - ・商号（名称）、所在地、代表者役職名、代表者名、連絡先は正確に記入してください。
また、商号及び代表者氏名には、必ずフリガナをお願いします。
 - ・申請者（本店）の代表者印は、入札・契約等に使用する使用印を押印してください。
使用印鑑届・印鑑証明は必要ありません。
 - ・支店等に年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札・契約等に係る権限を委任する場合には、「2受任者」欄を必ず記入の上、(2)の委任状（様式2）を添付してください。
 - ・入札参加希望営業種目は、必ず「営業種目一覧表（種目コード表）」を確認の上、種目コード順に記載してください。また、法令上必要な許認可、登録、資格等のある場合には、名称等を記載の上、(6)のとおり、証明書等の写しを添付してください。
 - ・「8申請担当者」欄は、当該資格審査申請書類に係る問い合わせに対応いただける方を記載してください。
- (2) 委任状（様式2） **【該当ありの場合】**

支店等に年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札・契約等に係る権限を委任する場合には、必ず作成してください。提出がない場合は、委任先の登録を行いません。

 - ・本店・受任者とも、入札・契約等に使用する使用印を押印してください。
使用印鑑届・印鑑証明は必要ありません。
- (3) 印刷業者業務調書（様式3） **【該当ありの場合】**

営業種目コード「300印刷」、「301特殊印刷」又は「302カレンダー印刷」の入札参加資格を希望する場合に作成してください。
- (4) リース契約取扱い調書（物品等・車両等）（様式4） **【該当ありの場合】**

営業種目コード「700物品等リース」又は「701車輛等リース」の入札参加資格を希望する場合に作成してください。

 - ・取扱いのできる品目及びファイナンスリース等の対応が可能かどうかをお答えください。
- (5) 登記等に関する証明 **【必須】**
 - 法人：履歴事項証明書（現在事項全部証明書）・・・法務局で発行
 - 個人事業者：代表者の身分証明書・・・本籍地市区町村で発行された身分証明書
いずれも申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。
- (6) 営業許可・認可等の証明書の写し **【該当ありの場合】**

法令などの規定により営業に必要とされている許可・認可・登録等を得ていることを証する書面の写しを提出してください。
- (7) 営業所一覧表（様式7） **【該当ありの場合】**

本社（本店）のみで営業所等がない場合は、作成・提出は不要です。

 - ・必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。（パンフレット等の写しでも可とします）

- (8) 業務経歴書（様式8） 【該当ありの場合】
営業種目コード「500」から「678」及び「800」の業務の入札参加を希望する場合に作成してください。
 ・公共・民間発注業務を問わず、直近1年分の主な完了業務（全件を記載する必要はありません。）を記載してください。
 ・必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
 ・希望する営業種目コードが「100」から「451」（物品）及び「700」から「714」のみの場合は、作成は不要です。
- (9) 技術者一覧表（様式9） 【該当ありの場合】
 希望する営業種目について、法令などの規定により、専門資格を有する技術者を必要とする場合に作成してください。
 ・必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
 ・必要に応じて、資格者証等の写しを提出していただく場合があります。
- (10) 財務諸表（直近1年分） 【必須】
 ○法人：貸借対照表及び損益計算書（写しでもかまいません）
 ○個人事業者：所得税申告決算書等に添付した収支内訳書の写し
- (11) 市税完納証明書 【該当ありの場合】
 飯田市に納税義務がある場合は、委任の有無にかかわらず提出してください。申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。（市税すべてに未納がない証明書。市役所証明書発行窓口（A棟1階）で発行します。）
 ・本社（本店）が課税され、納税している場合がありますので、支店・営業所ご担当者が申請される場合には必ずご確認ください。
※飯田市内に事業所等（本店、営業所、事務所、寮等）を有する法人は、原則として法人市民税の申告、納税が必要です。
- (12) 国税に関する納税証明書 【必須】
 ○法人：納税証明書（様式その3の3）（法人税、消費税及地方消費税に未納がないことの証明書）
 ○個人事業者：納税証明書（様式その3の2）（申告所得税及復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）
 いずれも申請日までの3ヵ月以内に所管の税務署で発行されたもので、写しでもかまいません。
※ただし、(11)「市税完納証明書」または(12)「国税に関する納税証明書」の提出が不可能であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により未納額について納税の猶予が認められている場合は、「納税の猶予許可通知書」など猶予が認められていることが分かる書類（写し可）を提出してください。
提出がない場合は未納扱いとなり、申請の受付ができませんのでご注意ください。
- (13) 誓約書（様式13） 【必須】
 本店（本社）で作成したものを提出してください。
 様式1-①と同じ印鑑を押印してください。
- (14) 提出書類確認票（チェック表）（様式14） 【必須】
 申請書の提出時に、添付書類等を確認のうえ、申請書類一式とともに提出してください。
- (15) 受付票（様式15）

申請受付票の必要な場合に提出してください。

※郵送等により申請される場合には、返信用の封筒（切手貼付）を同封してください。
返信用封筒のないものや切手が貼られていない場合には返送できません。

5 提出部数 1 部

6 提出にあたっての留意事項

- (1) 添付書類の不足や、記載事項の内容が確認できない場合などは受付できませんので、申請内容を確認の上、提出してください。
- (2) 必要に応じて、提出書類以外の書類等の提出を求める場合があります。
- (3) 申請内容等に虚偽記載が確認された場合は、1月以上6月以内の入札参加停止措置又は入札参加資格の取り消し処分を行う場合があります。
- (4) 市税完納証明書の発行については、飯田市公式ウェブサイトの「市税完納証明書」をご覧ください。(URL : <https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/4/kannoushoumei.html>)
- (5) 書類提出後に、営業所の所在地、商号又は名称、代表者等に変更があった場合は、その都度記載事項変更届を提出してください。